

当院は、厚生労働大臣が定める「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」の施設基準の届出を行っております。

「後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進」について

- 当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。ご理解賜りますようお願い致します。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

当院は地域支援・外来医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険医療機関です。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更に関して十分な対応ができる体制を整備しております。医薬品の供給状況により、投与する薬剤を変更する可能性があります。変更する場合は患者さんにお知らせいたします。